

鹿屋市契約規則の一部を改正する規則

鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第34条に次のただし書を加える。

ただし、当該契約が普通財産の売払いに係るものである場合にあっては、当該契約保証金の全額を売払代金に充当するものとする。

第35条第5号中「物品」を「普通財産又は物品」に改める。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。